

FAQ

Q1：申請者の委任状は必要ですか？

A1：不要です。

Q2：改修工事の契約はいつから行えばよろしいですか？

A2：工事が単年度で終わる場合は交付審査結果が通知された後に、複数年度にわたる場合は一括設計審査（全体設計）の承認が下りた後に契約してください。

Q3：助成金を確実にもらうためには、何の書類を年度内に提出すればよろしいですか？

A3：年度の予算で助成するためには、その年度の3月末までに請求書（第11号様式）をご提出いただく必要があります。なお、工事完了報告書（第9号様式）をご提出いただいてから助成金額確定通知書（第10号様式）を交付するまで1か月程度の期間を要します。そのため、2月末までに領収書等の添付書類を全て揃えて、工事完了報告書のご提出をお願いします。

Q4：工事写真はどこの写真を撮影すればよろしいですか？

A4：工事完了報告時提出書類チェックリストをご参照ください。

Q5：建物の検査済証が無い場合は申請できませんか？

A5：『既存建築物の法適合性に係る報告書（ホームページにリンクがあります。）』を作成し、提出してください。こちらを建築物の検査済証に代わる書類として認めています。

Q6：エレベーターの検査済証が無い場合は申請できませんか？

A6：エレベーターの定期検査報告書にて法の適合性が確認できれば、こちらをエレベーターの検査済証に代わる書類として認めています。

Q7：耐震対策の助成金を申請するために、ミルシートの提出が必要になりますか？

A7：主要な支持部分の耐震化等を行う際、ミルシートによって強度を確保していることを示す必要がある場合は、提出が必要になります。

Q8：建物の登記事項証明書の交付を請求するにはどうすればよろしいですか？

A8：①登記所の窓口へ請求書を提出する方法、②請求書を登記所に郵送する

方法、③インターネットにより交付請求をする方法、の3つの方法があります。

窓口として、港区には東京法務局港出張所（住所：港区東麻布2丁目11番11号、電話番号：03-3586-2181）があります。

なお、インターネットで情報を取得（登記情報提供サービス）して印刷したものを証明書としてお使いすることはできません。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

Q9：昇降機の定期検査報告書において、「要是正」の指摘事項がある場合、助成金の申請はできますか？

A9：港区エレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱の第4条第2項に、「是正指導等を受けていない建築物」と定められているため、是正していただく必要があります。ただし、今回の助成金の申請による工事と一緒に「要是正」項目を改修される場合は、「要是正」の指摘事項を是正する旨の念書（任意様式）を添付することで、助成金を申請することができます。なお工事完了報告書を提出する際には、昇降機等改善工事完了届の添付が必須となります。

Q10：建物の所有者が複数人いる（区分所有のケースを除く）場合、どのように申請すればよろしいでしょうか？

A10：建物の登記事項証明書に記載されている複数の所有者のうちから、申請者1名を立ててください。その他の所有者からは「申請者に申請手続きを委任する旨の委任状（任意様式：押印必要）」を取得して申請書に添付してください。

Q11：交付申請時から工程が変更になる場合、変更申請は必要でしょうか？

A11：不要です。ただし、工期が伸びて年度内に助成金が交付できない場合は要相談となります。また、工事内容や助成金額が変更になる場合は、変更申請が必要となります。

Q12：共同住宅であるが、申請区分としてマンションにも一般建築物にも該当する場合、どちらの区分で申請すればよろしいでしょうか？

A12：一般建築物としての要件（長期修繕計画を作成している等、申請者が法人の場合は中小企業者である）を満たしていれば、申請者が任意で申請区分を選択できます。

Q13：病院並びに高齢者及び障害者の施設はどのように申請すればよろしいでしょうか？

A13：一般建築物としての要件（長期修繕計画を作成している、申請者が法人の場合は中小企業者である）を満たしていることが必須となります。一括設計審査（全体設計）申請書又は交付申請書の申請区分にて「病院並びに高齢者及び障害者の施設」を選択して申請すれば、マンションと同じ助成金額の算定式が適用されます。なお、一般建築物として申請することも可能です。

「マンション」で申請の場合について

MQ 1 : 住宅部分以外の床面積はどのように計上したらよろしいですか？

MA 1 : 店舗などに利用している専有部分のみを計上してください。共有部分は案分したりする必要はありません。

各室の面積表がない場合は、平面図から面積を算出してください。

その際は、壁の中心線である壁芯（かべしん）を基準としてください。

MQ 2 : 延べ面積に含まれている駐車場を、住宅部分の床面積として計上してもよろしいですか？

MA 2 : 当該住宅の居住者のみが利用する駐車場であれば、住宅部分の床面積として計上できます。

MQ 3 : エレベーターが停止しない階も延べ面積に算入する必要がありますか？

MA 3 : 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合や、通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない場合は、別の建物とみなすことができます。

つまり、延べ面積から除外することができます。

（建築基準法施行令第 117 条第 2 項参照）

MQ 4 : 賃貸マンションの所有者が法人の場合、中小企業でないと申請できないのでしょうか？

MA 4 : 中小企業でなくても申請できます。

「一般建築物」で申請の場合について

I Q 1 : 会社以外の法人を申請者とすることは可能ですか？

I A 1 : 下記の例に示す法人であれば、申請者とするのが可能です。

ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体は除きます。

例：社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、
学校法人、宗教法人

I Q 2 : 申請者が中小企業であることをどのように証明すればよろしいですか？

I A 2 : 企業の業種や資本金を示す書類として履歴事項全部証明書（商業登記）等を、従業員の数を示す書類として法人事業概況説明書等を想定しています。

事業者として、複数の事業を行っている場合は、「主たる事業」に該当する業種を基準として判断します。「主たる事業」は、売上高、付加価値額、従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指します。

この他の書類のご提出をお考えの際は事前にご相談ください。

I Q 3 : 長期修繕計画はどのようなものを作成したらよいですか？

I A 3 : 国土交通省が公表している「長期修繕計画標準様式」、「長期修繕計画作成ガイドライン」、「長期修繕計画作成ガイドラインコメント」（平成20年6月）や、公益社団法人ロングライフビル推進協会が発行している「建築・設備維持保全計画の作り方・活用の仕方」などを参考に作成してください。

I Q 4 : 建築基準法第12条第3項に基づく定期報告を要しない、労働安全衛生法施行令第12条第1項第六号に規定するエレベーターは助成対象となりますか？

I A 4 : 一般建築物としての要件（長期修繕計画を作成している、申請者が法人の場合は中小企業者である）を満たしていれば、申請可能です。詳しくは区担当者へお問合せください。

I Q 5 : 建築基準法第12条第3項に基づく定期報告を要しない、かごが住戸内のみを昇降するエレベーター（ホームエレベーター）は助成対象となりますか？

I A 5 : ホームエレベーターが設置されている住宅の所有者が、個人又は法人の場合は中小企業者であれば、一般建築物の区分で申請可能です。詳しくは区担当者へお問合せください。